

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第3号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|--------------------|-------|-----|-----------------|---------|-----|
| 別表第4（第20条の11関係） | | | 別表第4（第20条の11関係） | | |
| 職員 | 職 | 職務 | 職員 | 職 | 職務 |
| [略] | | | [略] | | |
| その他の職員 | [略] | | その他の職員 | [略] | |
| | [略] | [略] | | [略] | [略] |
| | 主任用務員 | | | 主任学校技術員 | |
| | 用務員 | | | 学校技術員 | |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | | | |

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|---|----------------|----------------------|---|----------------|------------------------------|
| (給与) | | | (給与) | | |
| 第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | | | 第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | | |
| 規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | 規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第2条第4号 | 調理員等 | 調理員、介助員等 | 第2条第4号 | 調理員等 | 学校技術員、調理員、介助員等 |
| [略] | | | [略] | | |
| 別表第2級別標準職務表職務の級1級 | [略] 又は調理員 | [略] 、調理員又は介助員 | 別表第2級別標準職務表職務の級1級の項 | [略] 又は調理員 | [略] 、学校技術員、調理員又は介助員 |
| [略] | | | [略] | | |
| 別表第2級別標準職務表職務の級5級の項 | [略] 又は主任調理員 | [略] 、主任調理員又は主任介助員 | 別表第2級別標準職務表職務の級5級の項 | [略] 又は主任調理員 | [略] 、主任学校技術員、主任調理員又は主任介助員 |

2 [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。